

明石市初回産科受診料助成のご案内



低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の判定を受けるために産科医療機関を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。
(令和8年4月1日以降の初回産科受診が対象)

対象者

次の1～4全て満たす方

- 1 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方
- 2 初回の産科受診時に明石市民の方
- 3 市民税非課税世帯、または市民税非課税世帯と同等の所得水準であると認められている方
(所得の状況を確認するため、明石市が世帯の課税状況を確認することに同意した方)
- 4 産科医療機関等の関係機関と明石市の間で必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意した方

助成額・助成の対象となる費用

- ・初回の産科受診料のうち、上限 **10,000 円**

- *実際に支払った費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。
- *費用が上限額を超えた額は、自己負担となります。
- *初回の妊娠判定に要する医療保険適用外の費用のみが助成の対象となります。
(保険診療となった場合は助成の対象外となります。)

【助成対象となる費用】

- ・令和8年4月1日以降に受診した妊娠判定に要する検査・診察などの費用



申請・受診方法

助成方法	受診前 助成券の交付 (協力医療機関で利用できる受診票を交付)	受診後 償還払い (医療機関に支払った初回産科受診料を払い戻す方法)
申請方法	事前に下記窓口にて助成券交付申請	受診後に下記窓口にて償還払申請
必要書類	・本人確認書類 ・世帯全員分の所得(課税)証明書 ※	・領収書および診療明細書原本 (妊娠判定に要した受診費用がわかるもの) ・振込先の店番号・口座番号がわかるもの(通帳など) ・世帯全員分の所得(課税)証明書 ※
申請期限	初回産科受診まで	初回産科受診日から 6か月以内
受診方法	市が交付した助成券を協力医療機関に提出して受診。(交付から 1か月以内 に受診)	



※賦課期日(申請日が1月から6月末までの場合は前年1月1日現在、申請日が7月から12月末までの場合は当年1月1日)に明石市に住民登録がある方で、明石市が世帯の課税状況を確認することに同意した場合は、課税証明書の提出を省略できる場合があります。

お問合せ・申請窓口

明石市役所 こども健康課 (〒673-0891 明石市大明石町1丁目6-1パピオスあかし6階)
TEL : 078-918-5656 (受付時間 月~土 9:00~17:15)
FAX : 078-918-6384

